

平成30年第5回（通算725回）中山町農業委員会会議録

平成30年5月24日午前9時、中山町役場大会議室において平成30年第5回（通算725回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1) 石沢伸悦 | 3) 武田正吾 | 4) 鈴木一司 |
| 5) 今野宏 | 6) 庄司正 | 8) 齋藤修 |
| 9) 秋葉俊博 | | |

●会議の事件は次のとおり

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第25号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議長 本日は7名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより平成30年第5回通算725回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において1番石沢伸悦委員、3番武田正吾委員を指名いたします。

議長 議第23号農地法第3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地常任副委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 5月16日、中山町役場101・102会議室において農地常任委員会を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の所有権移転の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る所有権移転の許可申請について説明した。

議 長 議第 2 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

————— 全委員挙手 —————

議 長 異議ないものと認め、議第 2 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 2 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地常任副委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3 番委員 本案件は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議 長 議第 2 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

————— 全委員挙手 —————

議 長 異議ないものと認め、議第 2 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 2 5 号平成 3 0 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地常任副委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3 番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定に係る中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、内容について、事務局から説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かござい

ませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第25号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第25号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第25号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員